

茨城県訪問介護事業所緊急支援事業に係る労働者派遣業務の 受託者公募に関する文書

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約を行う業務について、公募型プロポーザル方式の手続き開始を次のとおり公告する。

令和 7 年（2025 年）10 月 31 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事業の概要等

（1）事業名

茨城県訪問介護事業所緊急支援事業に係る労働者派遣業務

（2）事業の趣旨・目的

本業務は、令和 6 年度介護報酬改定において基本報酬が引き下げられた状況にあっても運営を続ける訪問介護事業所の負担を軽減し、安定的な訪問介護サービスの提供を図るため茨城県が実施する「茨城県訪問介護事業所緊急支援金」支給業務において、人材派遣によって専任の審査事務員を確保し、申請書類を迅速かつ正確に審査するとともに、申請に係る電話相談等に的確に対応することを目的とする。

（3）業務内容

別添「茨城県訪問介護事業所緊急支援事業に係る労働者派遣業務仕様書」のとおりとする。

（4）履行期間

契約締結の日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで

2 担当部署

〒 310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県福祉部長寿福祉課 介護保険指導・監査担当

T E L 029-301-3343

F A X 029-301-3348

E-mail chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp

担 当 由井

3 応募資格

茨城県内に本店、支店又は営業所等の事務所を有する法人であり、次の条件のすべてを満たしていること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類 24（その他）、小分類 4（その他）に登録されている者であること。

ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (2) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 5 条第 1 項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により労働者派遣法第 5 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた者および改正法附則第 6 条第 1 項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。）であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者でないこと。
- (7) 茨城県の全ての県税に未納がない者であること。
- (8) 提供を求める業務と同種又は類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- (9) 個人情報の保護や業務上知り得た秘密の漏洩防止に関して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定等、第三者機関の認証を受けている者であること。

4 スケジュール（予定を含む）

(1) 公募期間

公告の日から令和 7 年（2025 年）11 月 12 日（水）午後 5 時まで

(2) 応募申請書の提出期限

令和 7 年（2025 年）11 月 12 日（水）午後 5 時まで

(3) 辞退届の提出期限

令和 7 年（2025 年）11 月 12 日（水）午後 5 時まで

(4) 質問書受付期間

公告の日から令和 7 年（2025 年）11 月 7 日（金）まで

(5) 質問書回答日

令和 7 年（2025 年）11 月 4 日（火）以降順次

5 公募説明書及び様式等の入手場所

公募説明書及び提出書類の様式等は、次のいずれかの方法により入手することができる。

- (1) ホームページからのダウンロード

ア URL

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/houmonkaigoshienproposal.html>

イ 期間

公告の日から令和7年（2025年）11月12日（水）まで

(2) 紙による交付

ア 場所

「2 担当部署」に記載の住所

イ 期間

公告の日から令和7年（2025年）11月12日（水）まで（土日祝日を除く）

ただし、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

6 応募申請書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

本業務に係る応募申請書の提出を希望する者は、後述する「(2) 提出書類」に記載された書類を提出先に持参または郵送（郵便書留に限る。）すること。

(2) 提出書類

下表に記載された書類を指定部数提出すること。

提出書類	様式	部数	備考
① 応募申請書	様式第 1 号	1 部	
② 宣誓書	様式第 2 号	1 部	
③ 企画提案書	様式第 3 号	7 部	
④ 国や都道府県への 労働者派遣契約実 績書	様式第 3 号 別紙	7 部	
⑤ 労働者派遣事業許 可証の写し	—	1 部	一般労働者派遣事業許可証の写し又は受理された旨が 記載された特定派遣労働者事業届出書の写しでも可
⑥ 県税に未納がない ことの証明書	—	1 部	令和 7 年 9 月 1 日以降に茨城県の各県税事務所で発行 された証明書を提出すること。
⑦ 個人情報の保護等 に関する第三者機 関の認定証の写し	—	1 部	一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライ バシーマーク制度の登録を証する書類等
⑧ その他、添付資料	任意様式	7 部	任意提出。会社のパンフレット等。

(3) 提出先

「2 担当部署」に同じ

(4) 提出期限

「4 スケジュール(2) 応募申請書の提出期限」のとおり。

ただし、土日祝日を除き、いずれも、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

郵送の場合は令和7年(2025年)11月11日(火)までの消印のものを有効とする。

(5) 取り消し

応募申請の取り消しは、辞退届(様式第4号)を提出先に持参し行うこと。

なお、辞退届の提出期限は、「4 スケジュール(3) 辞退届の提出期限」のとおりとする。

7 失格又は無効

下記のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 記載すべき内容の全部または一部が記載されていない場合。
- (5) その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合。

8 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (2) 応募申請書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 実施計画書の提出は1者1回1案までとする。
- (4) 原則として提出された書類の差替、変更、再提出及び取消は認めない。
- (5) プロポーザルにおいて知り得た県の事業等の内容については、守秘義務を課する。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、提出者に無断で使用しない。
- (8) 応募申請書等に記載された担当職員は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (9) 説明書に記載のない事項において、疑義が生じた場合は別に定める。
- (10) 応募申請書等については、茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)に基づく公文書開示請求の対象となる。